

公益財団法人香川県下水道公社広報活動事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「市町の下水道事業に係る助成事業処理規程」第4条の規定に基づき、市町が行う下水道の普及・啓発に関する事業の助成に関し必要な事項を定める。

(助成事業)

第2条 助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、毎年9月10日の「下水道の日」を中心として市町が実施する下水道の普及・啓発のための広報活動事業とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、事業に要した費用の範囲内とし、別に定める配分方針により決定する。

(交付申請)

第4条 助成事業を実施する市町（以下「助成事業者」という。）は、様式第1号による助成金交付申請書に次の書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要と認める書類

(交付決定)

第5条 理事長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、様式第2号による助成金交付決定通知書を交付するものとする。

(事業計画の変更)

第6条 助成事業者は、事業計画を変更するときは、あらかじめ様式第3号による助成金変更交付申請書に次の書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 収支変更予算書
- (3) その他必要と認める書類

2 理事長は、前項の規定による助成金変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、様式第4号による助成金変更交付決定通知書を交付するものとする。

(完了届)

第7条 助成事業者は、助成事業を完了したときは、速やかに様式第5号による完了届に次の書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) その他必要と認める書類

(審査等)

第8条 理事長は、前条の規定による完了届の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うものとする。

(助成金の請求)

第9条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式第6号による助成金交付請求書に様式第7号による請求書を添付して、理事長に提出しなければならない。

(助成金の取消等)

第10条 理事長は、助成事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付を取消し、若しくは変更し、又は既に交付した助成金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 助成金を他の経費に流用したとき。
- (3) 支出額が予算額に比し、著しく減少したとき。
- (4) その他理事長が助成金の交付を不相当と認めるとき。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 財団法人香川県下水道公社広報活動事業助成金交付要綱は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

様式第 1 号

広報活動事業助成金交付申請書

令和〇〇年〇月〇日

公益財団法人香川県下水道公社
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ 市 町 長

公益財団法人香川県下水道公社広報活動事業助成金交付要綱第 4 条の規定に基づき、上記助成金の交付について下記のとおり申請します。

記

助成金交付申請額 ○〇〇, 〇〇〇 円

様式第2号

広報活動事業助成金交付決定通知書

〇〇香下公第〇〇号
令和〇〇年〇月〇日

〇〇市町長様

益財団法人香川県下水道公社
理事長 〇〇〇〇

令和〇〇年〇月〇日付けで交付申請のあった上記助成金については、公益財団法人香川県下水道公社広報活動事業助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

助成金交付決定額 〇〇〇, 〇〇〇 円

様式第3号

広報活動事業助成金変更交付申請書

令和〇〇年〇月〇日

公益財団法人香川県下水道公社
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ 市 町 長

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇香下公第〇〇号で助成金交付決定通知のあった上記事業について計画を変更したいので、公益財団法人香川県下水道公社広報活動事業助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更交付を申請します。

記

- 助成金変更交付申請額 ○〇〇, 〇〇〇 円
- 計画変更の理由
〇〇〇〇〇のため。

様式第4号

広報活動事業助成金変更交付決定通知書

〇〇香下公第〇〇号
令和〇〇年〇月〇日

〇〇市町長様

公益財団法人香川県下水道公社
理事長 〇〇〇〇

令和〇〇年〇月〇日付けで変更交付申請のあった上記助成金については、公益財団法人香川県下水道公社広報活動事業助成金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更交付を決定したので通知します。

記

助成金変更交付決定額 〇〇〇, 〇〇〇 円

様式第5号

広報活動事業完了届

令和〇〇年〇月〇日

公益財団法人香川県下水道公社
理事長 〇 〇 〇 〇 殿

〇 〇 市 町 長

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇香下公第〇〇号で助成金交付（変更交付）決定通知のあった上記事業が完了したので、公益財団法人香川県下水道公社広報活動事業助成金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添付して報告します。

記

- （1） 事業実施報告書
（事業名・事業概要・実施年月日・経費等の内訳）
- （2） その他必要と認める書類
（納品書の写し・請求書又は納入通知書・活動状況がわかる写真等）

様式第6号

広報活動事業助成金交付請求書

令和〇〇年〇月〇日

公益財団法人香川県下水道公社
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ 市 町 長

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇香下公第〇〇号で助成金交付（変更交付）決定通知のあった上記助成金について、公益財団法人香川県下水道公社広報活動事業助成金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 ○〇〇, 〇〇〇 円

様式第7号

請 求 書

(アラビア数字で記載し、頭書に〒の記号を付し、訂正しないでください。)

請求金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、
内 訳

上記の金額を請求します。

年 月 日

公益財団法人香川県下水道公社理事長 殿

住 所

債権者

(フリガナ)
氏 名 法人にあっては、
その名称及び代
表者の職氏名

支払の 方 法	口座 振替払	銀行 (支) 店							現金払	隔地払 (県外 送金)	小切 手払	
	<input checked="" type="checkbox"/>	預金 種目	当座	普通	口座 番号							
	(フリガナ) 口座 名義											

責任者 所属・職・氏名 _____

担当者 所属・職・氏名 _____

連 絡 先 _____

※なお、請求者の押印がある場合は、責任者、担当者及び連絡先の記載を省略できる。

印 影 届